

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

- 1 当館は、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。
 - 2 次の条件を満たす方は、本人確認及び事前に送付、託送又は電子メールの添付ファイルとして提出された提出書類の原本確認を、ビデオ通話を通じて行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方（行動制限措置等の対象地域であれば近郊にお住まいの方も対象となります）。
 - (2) 遠隔地（陸路で片道3時間以上）にお住まいの方
 - (3) このほか、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方（事前に当館までご相談ください）。
 - 3 具体的な申請方法は、次のとおりです。
 - (1) 事前に当館まで以下ア～エの必要書類を送付、託送又は電子メールの添付ファイルとして提出ください。

（注）電子メールの添付ファイルとして送付する場合、旅券の写し等の個人情報漏えい等のリスクも踏まえて慎重に御検討ください。当館では、個人情報保護のため、受信した電子メール及びその添付ファイルは不要になった時点で適切に削除いたします。

なお、電子メールの添付ファイルとして提出された申請書等の記載内容や署名が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがあります。
 - ア [在外選挙人登録申請書](#)原本
 - イ [申請時出頭免除願書](#)原本
 - ウ 旅券身分事項ページ写し
 - エ 住所確認書類写し（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）
 - (2) (1)の必要書類が当館に届き次第、申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。
 - (3) ビデオ通話では、Microsoft Teams、Cisco Webex 又は ZOOM を利用します。
 - (4) ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。
 - (4) 以下の場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ア ビデオ通話を行うことが困難な場合
 - イ (2)の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合
 - ウ (3)及び(4)の結果、ご本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合
- 4 在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入手しておく必要があります。まだ在外選挙人名簿登録申請がお済みでない方は、今後の国政選挙に備えお早めに登録申請を行ってください。